

「国勢調査」をかたる不審な訪問にご注意ください

国勢調査をかたって、個人情報聞き出そうとする事案が発生し、門真市より以下のとおり報告がありました。府民の皆様におかれましては、十分ご注意くださいようお願いいたします。

1 事案の概要

- (1) 日時 令和3年7月4日（日曜日）午後8時頃
- (2) 場所 門真市
- (3) 状況

門真市在住の世帯に電話がかかり、受電すると、ガイダンス（自動音声テープ）で「門真市に居住しているか」といった質問が再生されたので不審に思い、直ぐに電話を切った。翌日、世帯から市に対して国勢調査のような調査をされているのかの問い合わせがあり、事案の発生が判明した。

2 府民の皆様へ

国勢調査は、昨年10月1日を期日として実施されました。統計調査員による世帯からの調査票の回収は終了し、現在統計局において集計作業を行っています。

国勢調査では、統計調査員が世帯に対し、電話で年齢や世帯の家族構成等をお聞きすることはありません。また、金銭を要求することや、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。

なお、統計調査に関し、不審な電話や訪問がありましたら、大阪府総務部統計課（06-6210-9197）又は、市町村の統計主管課までお問い合わせください。

3 大阪府の対応

大阪府では、国勢調査をかたった不審な電話等に注意するよう、ホームページで府民に呼びかけるとともに、府内全市町村に対し注意喚起を行います。

【参考】

- 「かたり調査」とは、何者かが調査員になりすまし、統計調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為のことです。このような行為に対して統計法では、罰則規定（2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金）を定めています。
- 国勢調査に関しては、大阪府では調査前年度（令和元年度）に1件、調査年度（令和2年度）に11件の事案が発生しています。